

分野横断的課題への対応の方向性

2025年12月

内閣官房

日本成長戦略本部事務局

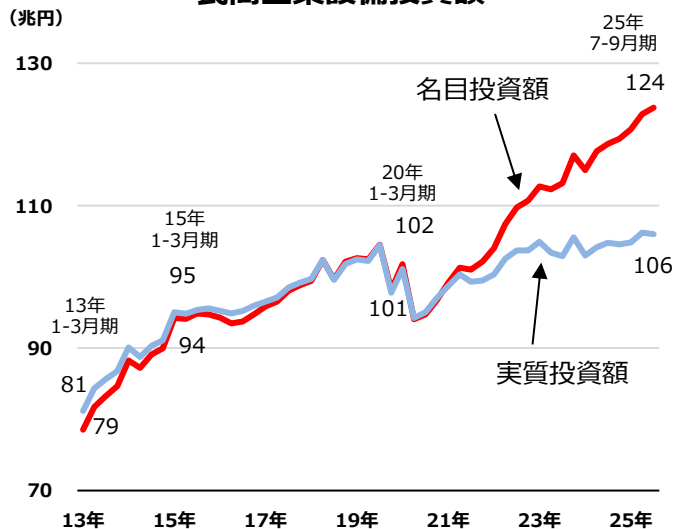
1. 新技術立国・競争力強化	…	P2
2. 人材育成	…	P4
3. スタートアップ	…	P6
4. 金融を通じた潜在力の解放	…	P8
5. 労働市場改革	…	P10
6. 家事等の負担軽減	…	P12
7. 賃上げ環境整備	…	P14
8. サイバーセキュリティ	…	P16

1. 新技術立国・競争力強化

現状と課題

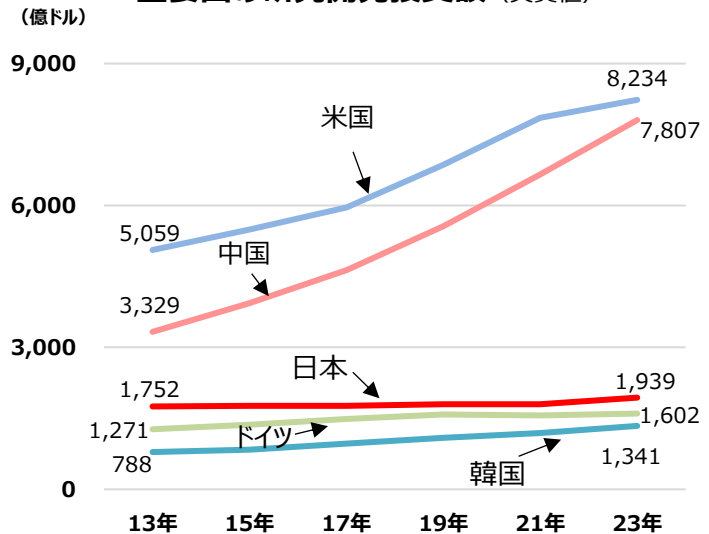
- 設備投資・研究開発投資は実質で横ばい。資本の生産性は低く、その結果、主要産業の国際競争力は低下。
- 我が国産業・企業のイノベーション力・競争力強化に向け、成長投資を促進するとともに、それを支える環境整備を進める必要。

民間企業設備投資額



(出所) 内閣府「国民経済計算（2025年7-9月期2次速報）」を基に作成。

主要国の研究開発投資額 (実質値)



(出所) OECD “Main Science and Technology Indicators (MSTI database)”を基に作成。

資本生産性 (2023年)

(付加価値額/資本ストック=資本1単位が生み出す付加価値)

米国	0.31
ドイツ	0.24
英国	0.20
日本	0.18
フランス	0.17

(出所) University of Groningen “Penn World Table version 11.0”を基に作成。

財別に見た我が国の世界シェア

	2010年	2023年
輸送用機器	11.7%	7.2%
一般機械	8.4%	5.1%
電気機器	6.7%	3.1%
鉄鋼金属製品	6.5%	4.2%

(出所) UN Comtradeを基に作成。

年内の主要な取組

(1) 新技術立国

- 戦略的に重要な技術領域における大学等と産業界が連携した研究プロジェクト等の後押し（経済産業省103億円）
- 研究開発税制のインセンティブ強化（「戦略技術領域型」を創設し、この中に「大学拠点等強化類型」を創設）

(2) 競争力強化

- グローバルサウス諸国における新市場開拓・サプライチェーン強靱化の戦略的な促進（経済産業省1,546億円）
- 国内における高付加価値化型の設備投資を促進するため、大胆な投資促進税制を創設（設備投資に対して税額控除か即時償却を選択可能）

1. 新技術立国・競争力強化

年明け以降の主要な取組

我が国としての「勝ち筋」を特定した上で、その実現に必要な国内の生産・研究開発機能の充実及びグローバル・バリューチェーン再構築に取り組む。その際には、供給・需要両サイドから、内外一体性のある政策対応を検討する。

(1) 新技術立国

- ① 戦略的に重要な技術領域への一気通貫支援
産業技術力強化法改正の検討（次期通常国会での提出を目指す、戦略技術の指定、研究開発を行う事業者及び研究機関の認定制度の創設（税制インセンティブ））
- ② 研究開発法人の技術シーズの徹底した社会実装
研究開発法人（産総研）の出資機能の拡大の検討（～26年夏）
- ③ 世界で競い成長する大学の実現
企業からの投資拡大による財務基盤の強化、人材への投資等の柔軟な経営環境の整備のための規制緩和の検討（～26年夏）
- ④ 我が国が優位性を持つ技術力の外交的な後押し
首脳外交や在外公館等を活用し、内外の大学・研究機関・産業界を繋ぎ、国際頭脳循環やオープンイノベーションの推進に着手（～26年夏）
- ⑤ 防衛調達をはじめとする官公庁による調達
米国等を参考に、調達の在り方について検討（～26年夏）
- ⑥ 規制・規格の導入による新たな需要創出・拡大
公共調達等におけるJIS規格の活用（例えば、JIS規格への準拠、JISマーク認証取得の要件化等）の検討（～26年夏）

(2) 競争力強化

- ① 複数年度の予算措置のコミットメント等による予見可能性向上、企業行動変容を通じた成長投資拡大
 - ・ 経済安全保障上重要な分野における危機管理投資に関し、新たな財源確保の枠組みの検討
 - ・ 産業競争力強化法改正の検討（次期通常国会での提出を目指す、大胆な投資促進税制での投資規模要件等の確認・認定制度の創設）
 - ・ 成長投資ガイドランスの策定（成長投資と株主還元の適正なバランスの実現、成長投資の量的・質的拡大等）（1～2月頃）
 - ・ ベストオーナーの事業ポートフォリオ転換の促進策の検討（～26年夏）
- ② 成長投資の後押しや制約解消に繋がる基盤整備（立地・ファイナンス・人材・データ・エネルギー）
 - ・ 産業用地・生活基盤の確保に必要な産業競争力強化法改正等の法制上の措置の検討（次期通常国会での提出を目指す、承認・認定制度による金融支援措置、緑地規制見直し）
 - ・ GX産業立地の推進（コンビナート等の再生、データセンターの集積、脱炭素電源活用の産業クラスターの創出）
- ③ サプライチェーン強靱化・市場獲得に向けた同盟国等との連携
 - ・ 日米戦略的投資イニシアティブの着実な推進、JBICによる企業支援、NEXIの財務基盤強化に向けた貿易保険法改正の検討（次期通常国会での提出を目指す、交付国債の措置）
 - ・ グローバルサウスにおける官民フォーラム開催等を通じた実証技術の事業化や社会実装の促進（26年度）

※**経済安全保障**についても、経済安保推進法の改正に向けて作業を進める。

2. 人材育成

現状と課題

- 2040年にかけてホワイトカラーは余剰となる一方で、理工・デジタル系人材やエッセンシャルワーカーの不足が見込まれる。
- 現状、高校生の半数は普通科文系、大学生の半数は人文・社会科学系であり、将来見込まれる人材需要とのミスマッチが生じている。
- 産業構造の変化を踏まえた人材の戦略的な育成が必要。

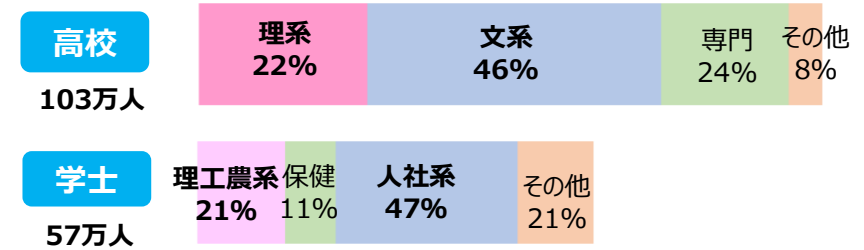
職種別の過不足（2040年）

専門的技術的職業	-49万人
うちAI・ロボット等の活用を担う人材	-326万人
事務	214万人
販売	51万人
生産工程	-281万人

学歴別の過不足（2040年）

大学理系	需要：685万人 供給：625万人	-60万人
大学文系	需要：1,545万人 供給：1,573万人	

高校・大学における学びの状況（2020年）



（出所）「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（2022年6月 総合科学技術・イノベーション会議）を基に文部科学省作成。

※高校の人数は令和2年度学校基本調査。高校の内訳は国立教育政策研究所の調査（2013年）に基づく推計値。大学の人数・内訳は令和2年度学校基本調査。

（出所）「2040年の産業構造・就業構造推計について」（2025年5月 経済財政諮問会議経済産業大臣提出資料）を基に文部科学省作成。

年内の主要な取組

- （1）文部科学大臣の下に、「人材育成システム改革推進タスクフォース」を設置（11月11日）。
高校から大学・大学院までを通じた人材育成システム改革（高校教育改革、大学教育改革、科学技術人材、リスキリング等）について検討を開始。
- （2）「高校教育改革グランドデザイン（仮称）」骨子を策定・公表（11月28日）し、関係団体から意見を聴取。
高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～、高校教育の充実にに向けた支援。
- （3）経済対策・令和7年度補正予算での主要な対応
 - 高等学校教育改革促進基金：都道府県において、改革を先導する拠点のパイロットケースを創出（2,950億円）。
 - 成長分野転換基金への積み増し：成長分野への学部転換等や公立高専の設置を促進（既存分と合わせて1,000億円規模）。
 - 産業・科学革新人材事業（基金）：大学と産業界が連携し、研究開発・人材育成を実施（270億円）。

2. 人材育成

年明け以降の主要な取組

(1) 高校教育改革・高等教育改革

- ① 「高校教育改革グランドデザイン（仮称）」の取りまとめ・公表（25年度内）
都道府県における「高等学校教育改革実行計画」の策定、安定財源の確保を前提とした「高等学校教育改革交付金（仮称）」の創設（27年度～）
- ② 産業構造の変化を踏まえた高等教育改革の方向性の検討（～26年夏）
理工農・デジタル分野の人材育成、文理分断からの脱却・理数的素養を身に付けられる教育への質的改善、地域の高等教育へのアクセス確保

(2) リ・スキリング・実践的な職業人材育成

- ① 大学等のリ・スキリングプログラムの充実など、「学び直しが当たり前の社会」の実現のための施策の検討（～26年夏）
17の戦略分野や産業界・大学の実情を踏まえた教育プログラムの強化、大学の体制整備
- ② 専門学校における、デジタル技術等に対応した実践的かつ専門的な職業人材育成方策の検討（～26年夏）
アドバンスト・エッセンシャルワーカー創出のためのリ・スキリングの強化

(3) 科学技術人材・その他強い経済の基盤となる人材育成

- ① 新技術の研究及び社会実装を担う人材育成のための施策の検討（～26年夏）
多様な場で活躍する研究者・技術者・博士人材・技術経営人材等の継続的な育成・輩出、新たな研究領域への挑戦の抜本的な拡充
- ② 産業イノベーションをけん引する研究大学群や国立研究開発法人の機能強化について検討（～26年夏）
国際卓越研究大学に続く研究大学群への支援、国立研究開発法人の産学官のハブ機能強化

(4) 「人材育成改革ビジョン（仮称）」（案）の検討・取りまとめ（4～5月）

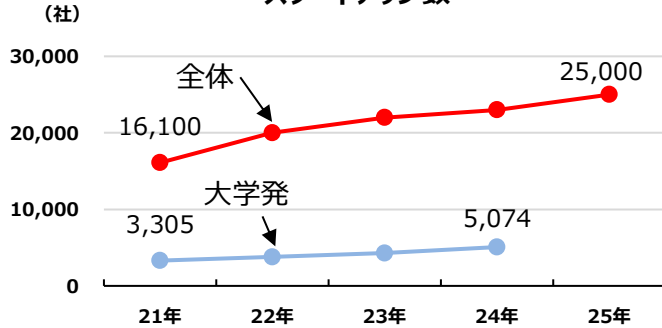


3. スタートアップ

現状と課題

- スタートアップ数は25,000社へと増加（過去最多）。その裾野は拡大しつつあるが、創業後の成長力を高める必要。
- 経済成長を牽引するとともに、社会課題の解決に貢献する、スタートアップの更なる増加と規模拡大を図る必要。

スタートアップ数



(出所) ○株式会社Uzabase、「スピーダ スタートアップ情報リサーチ」
○日経BPコンサルティング「令和6年度技術開発調査等推進事業大学発ベンチャーの実態などに関する調査」

ユニコーン数 (※1)

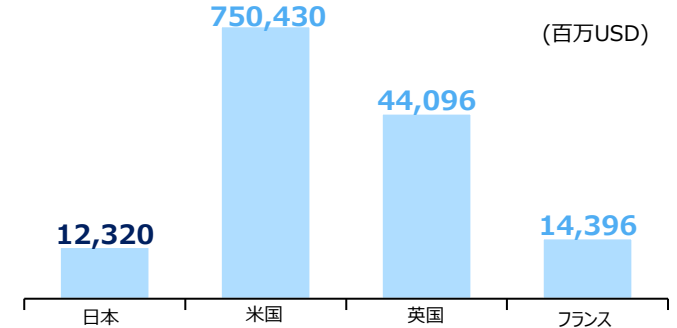
2021年：6社 米：690
英：55
2025年：8社 仏：28
独：31

上場企業 (※2) と
合計すると、累計41社

※1：時価総額10億ドル超の未公開企業
※2：2013～2024年に上場したスタートアップ企業のうち、
上場後に一度でも時価総額が10億ドル超になった企業

(出所) ユニコーン数については、「CB Insights」
PitchBook Data, Inc.のデータを基にPwCコンサルティング作成。
いずれも2025年4月現在の数値。

スタートアップのM&A取引金額



(出所) JETRO「日本と東南アジア等諸外国とのスタートアップエコシステムの比較調査報告書」
本分析の対象スタートアップは2010-2024年にM&A取引を行った企業のうち、
取引時点までにVCからの出資を受けたことがある企業

年内の主要な取組

(1) 経済対策における対応

- スタートアップの規模拡大に向けた、国内外からの投資促進。
ディープテックスタートアップ支援（経済産業省1,000億円基金の内数）、起業家等の海外派遣（経済産業省46億円）
- 中堅・中小企業・スタートアップへの設備投資を支援（経済産業省4,121億円）。

(2) 内外からの資金供給拡大のためのスタートアップ関連税制の拡充

- オープンイノベーション促進税制について、M&A型に係る拡充。
- PE課税特例について、持分割合要件の引上げ（25%未満から引上げ）。

(3) 東京証券取引所グロース市場の上場維持基準見直し（12月8日）

- 上場維持基準を現行の「上場10年経過後から、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後から、時価総額100億円以上」へ見直すことを含めた規程改正を施行。
- 猶予期間に係る特例措置やスタンダード市場への区分変更を可能とするなど、激変緩和措置を実施。

3. スタートアップ

年明け以降の主要な取組

(1) スタートアップのスケールアップ

大きな成長ポテンシャルを通じて、成長を牽引。「強い経済」の実現に貢献。

- ① 内外からの成長資金の供給拡大
 - ・ 政府系金融機関等からの資金供給の強化に向けた検討（～26年夏）。
 - ・ 中小機構による債務保証制度枠の拡充、上場後のスタートアップへの対象拡大（26年度～）。
 - ・ 資金調達時の有価証券届出書の提出免除基準の引上げ（1億円→5億円）等（金融商品取引法改正、次期通常国会への法案提出を目指す）。
- ② 出口の多様化
 - ・ スタートアップが早い段階からM&Aを視野に入れるよう、「M&Aガイダンス」を策定（25年度内）。
 - ・ プライマリー・セカンダリー取引の活性化に向けた、プロ投資家（特定投資家）等による投資促進のための制度見直しを検討（～26年夏）。
- ③ グローバルネットワークの強化（グローバル・スタートアップ・エキスポの開催（26年度）、起業家等の海外派遣を行う「J-StarX」の拡充（26年度～））

(2) ディープテック・スタートアップの支援

高いイノベーション力を通じて、リスク対応・社会課題解決を牽引。17の戦略分野での官民連携投資の先導的な担い手となる。

- ① 経済産業省、NEDO、JETRO等による伴走支援体制を構築（25年度内）
- ② スタートアップと経営人材とのマッチングを強化（26年度～）
- ③ 政府・大企業によるイノベーション調達を通じた安定的な需要の確保について、検討を加速（～26年夏）
- ④ グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を推進するため、必要な法制上の措置を具体化（次期通常国会への法案提出を目指す）

(3) 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

地域における成長・イノベーションの担い手として、持続可能性の確保に貢献。

- ① スタートアップ・エコシステム拠点都市に対し、官民連携に向けた実践ガイドを活用した事例創出を支援（26年度～）
- ② 地方の大学・高専発スタートアップなど担い手の創出
 - ・ 人材派遣会社と連携した高専発スタートアップ支援を継続。新たに、国立高等専門学校機構における起業支援体制を構築（26年度）。
 - ・ NEDOによる地方大学・高専等と連携した人材発掘・起業家育成を強化（26年度～）。

2025年のGlobal Startup EXPO の模様

セッションの様子



日本進出の表明

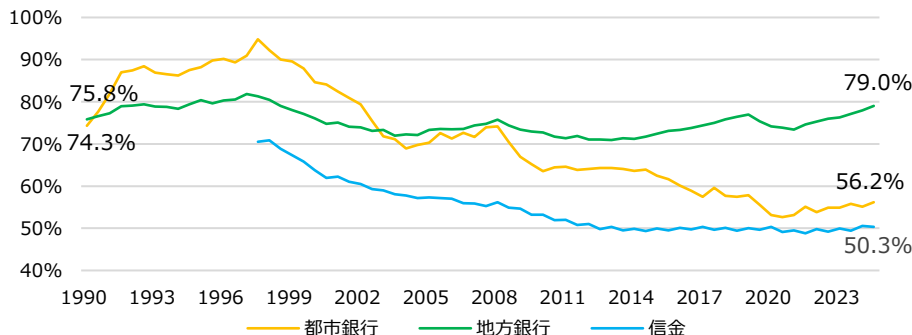


4. 金融を通じた潜在力の解放

現状と課題

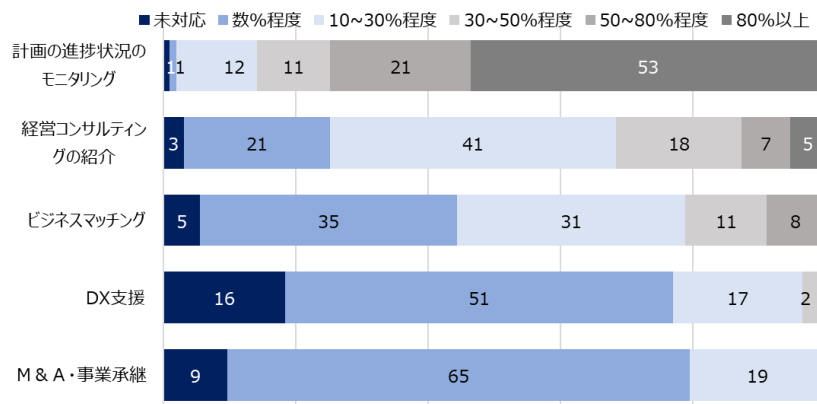
- 物価上昇が継続し、金利が復活する中、金融機関や金融・資本市場に対する期待は多様化。
- 「資産運用立国」に向けた取組を発展させ、強い経済の実現や国民所得の向上につなげる必要。

金融機関の業態別に見た預貸率（1990～2024年度）



(出所) 都市銀行・地方銀行：日本銀行「民間金融機関の資産・負債」、信用金庫：日本銀行「預金・現金・貸出金」より内閣官房作成。
 預貸率 = 貸出金残高 ÷ (預金残高 + 譲渡性預金残高 + 債権残高)。信用金庫の分母は、預金 + 譲渡性預金。

地域銀行における経営改善支援先への支援内容



(出所) 金融機関アンケートより金融庁作成。

年内の主要な取組

地域金融機関がハブとなり、地域内外のプレイヤーや国・地方公共団体等との連携を通じ、地域の持続的な成長を後押しするため、「地域金融力強化プラン」を策定（12月19日）。

(1) 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

- ① 地域企業への事業再生、人材確保、DX支援、事業承継・M&Aの促進
 各種支援業務について、金融機関の役割・業務を明確化する、監督指針・事業再生ガイドラインの改正（26年春目途）。
- ② 経済対策・令和7年度補正予算での主要な対応
 - ・国内外の市場開拓等の知見を有する者と地域金融機関との連携を促進（金融庁2億円）。
 - ・REVIC（地域経済活性化支援機構）の研修を通じ、地域金融機関職員に対し、事業戦略とファイナンスを通じた企業価値創造の総合的なサポートに関する知見を提供（金融庁1億円）。

(2) 地域金融力発揮のための環境整備

- ① 地域金融機関の業務効率化・負担軽減
 複数の金融機関による、内部監査の共同化のための方策の検討、システムの合理化・持続化等のための共同利用の推進（26年～）。
- ② 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充（改正法案の早期の国会提出を目指す）
 - ・資本参加制度：長期的な目線で期限延長するとともに、将来の大規模災害等に備えた特例を常設化。
 - ・資金交付制度：合併・経営統合時に資金を交付する制度について、期限延長するとともに、交付上限額・対象範囲を拡充。

4. 金融を通じた潜在力の解放

年明け以降の主要な取組

- 経営者の更なる意識改革を促し、企業の「稼ぐ力」を高める。
- 投資家の資金を成長投資に回し、企業価値の向上を通じて、従業員や投資家への成果の還元につなげる。
- アセットオーナー、金融機関等の機能発揮を更に進める。

①コーポレートガバナンス改革

企業の中長期的な成長に向け、多様な投資機会（研究開発投資・人的資本投資等）があることを認識し、現預金を含めた資源の配分が適切かを不断に検証することを求めるなど、コーポレートガバナンス・コードを改訂（26年夏目途）。

②成長資金供給の拡大

- ・東証グロース市場改革や企業への伴走支援
対話型イベントの開催頻度を高めるなど機関投資家との接点づくりの支援、投資家が評価しているグロース上場企業の好事例の提供を行う（26年～）。
- ・資金調達手段の多様化
金融機関の販売・勧誘ルール、非上場株式の取引促進に向けたプロ投資家の要件の見直しのほか、社債市場の活性化について検討（～26年夏）。

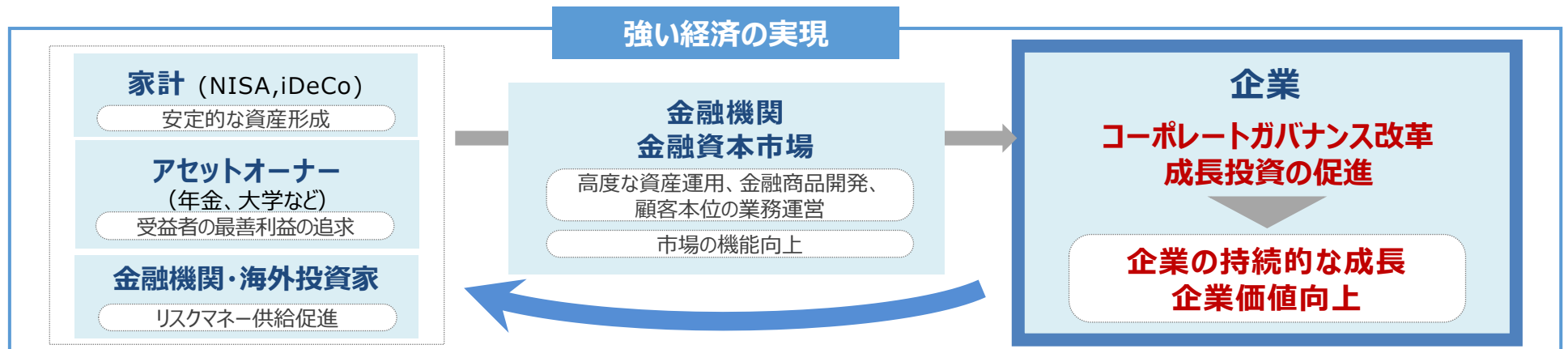
③アセットオーナーの機能向上

アセットオーナー（年金・大学など）の運用実態の調査等を通じた運用力向上、加入者のための企業年金の運用状況の「見える化」を促進（継続）。

（単位は兆円）

	2014年度	2024年度	増減
従業員報酬	148	176	+27(+18%)
設備投資	39	54	+15(+38%)
経常利益	65	115	+50(+78%)
配当金	17	40	+23(+137%)
上場企業の株主還元	13	37	+24(+186%)

（注）従業員報酬は、従業員給与と従業員賞与の合計額。設備投資はソフトウェアを除く。上場企業の株主還元は、上場企業の配当と自社株買いの合計額。
（出所）従業員報酬、設備投資、経常利益、配当金：財務省「法人企業統計調査」（全産業（除く金融保険業））。
上場企業の配当・自社株買い：QUICK（国内上場普通株式）。



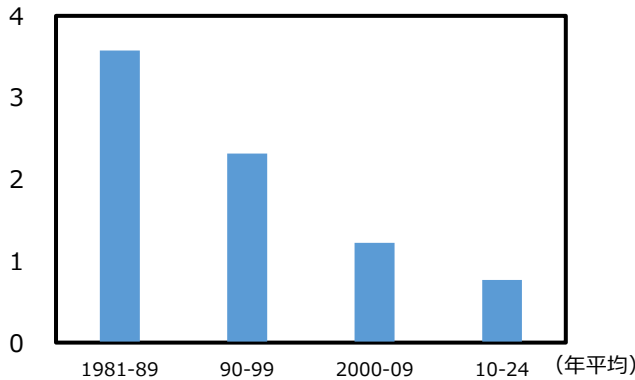
5. 労働市場改革

現状と課題

人手不足など労働供給制約下にある中、労働生産性を高めるとともに、心身の健康の維持を前提に、雇用者の希望に応じた形で労働供給量を確保することが必要。

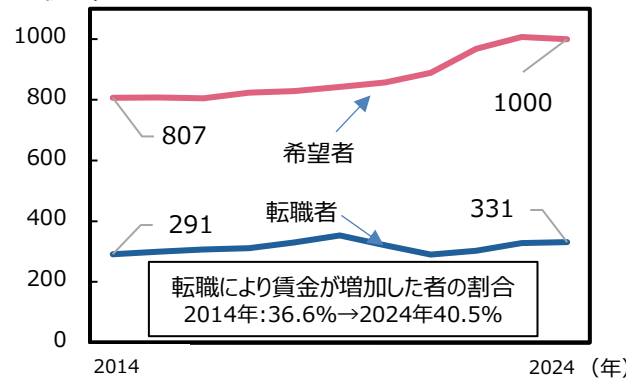
- (1) 労働生産性の向上：実質労働生産性の伸びは低下。賃上げのためにも、省力化・成長投資により、これを高める必要。
- (2) 労働移動の円滑化：転職希望者数は増加傾向にあるが、転職者数は微増。転職により、賃金が増加した者の割合は拡大。
- (3) 労働参加の確保：女性・高齢者の労働参加が進む中、労働供給は横ばいで推移。引き続き、多様な就労ニーズに応じた環境を整備。

(%) (1) 実質労働生産性



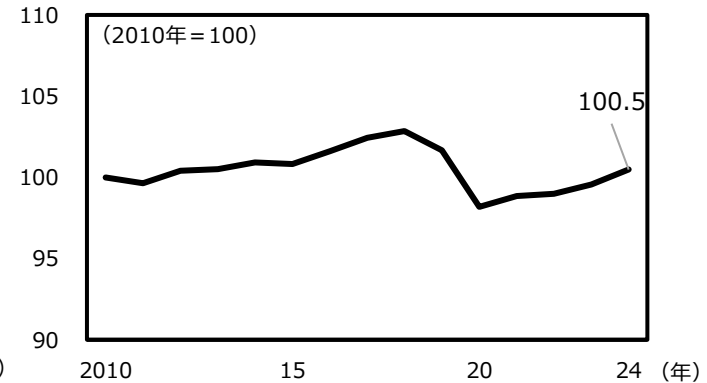
(出所) 厚生労働省「令和7年版労働経済の分析」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

(万人) (2) 転職希望者数・転職者数



(出所) 「転職希望者数・転職者数」は、総務省「労働力調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。「転職により賃金が増加した者の割合」は、厚生労働省「雇用動向調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

(3) マンアワーベースの労働供給



(出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」、厚生労働省「毎月労働統計調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

年内の主要な取組

- (1) ①「賃上げ」支援助成金パッケージによる、中小企業等の賃上げの支援 (うち、業務改善助成金：352億円(25年度補正))。②中小企業・小規模事業者の成長投資・生産性向上投資・省力化投資など政府全体で1兆円規模の支援。
- (2) 働き方改革関連法施行後5年の総点検として、業種・規模毎の状況、労使のニーズ等について、実態把握を実施。

現在の労働時間や希望労働時間数等についてアンケート調査を行うとともに、労使双方を対象に、時間外・休日労働協定(36協定)の締結・活用状況、労働時間上限規制に係る問題意識等について、ヒアリング調査を実施。結果は、26年1月目途に公表予定。

5. 労働市場改革

年明け以降の主要な取組

(1) 見つける、学ぶ、変わるをサポート

①労働生産性の向上

- 賃金上昇や処遇改善に資するリ・スキリングを支援。教育訓練給付金の指定講座の効果把握のための仕組みを検討（25年度内）。26年度の早い時期から、実施することを目指す。
- 産業界・地域のニーズも踏まえてリ・スキリングを重点支援するため、求められるスキルの可視化や実績・成果の検証を踏まえた教育訓練給付金及び人材開発支援助成金の制度の在り方について検討（～26年夏）。
- 教育訓練給付金の指定講座の指定プロセスや人材開発支援助成金の申請手続きの効率化について検討（～26年夏）。
- 「全世代型リ・スキリング国民運動」を展開（26年度～）。



②労働移動の円滑化

- 17の戦略分野等の成長分野への労働移動を円滑化するため、スキルの情報、スキルに紐付いたリ・スキリング講座や求人に関する情報といったデータ連携の在り方について検討（～26年度）。
- 関係省庁に分散する情報提供サイトの連携・一体化を通じて、包括的で利便性の高い「ポータルサイト」を構築。そのサイトへのAI機能の装備、サイトを通じた申請手続きのデジタル化も併せて検討（～26年度）。
- 医療・福祉等の分野のエッセンシャルワーカーの人材確保に向けて、「課題解決チーム」による求人者・求職者への一体的支援の拡充、アウトリーチ支援の全所での実施など、ハローワークの機能強化（26年度～）。
- 適正な民間職業紹介事業者の「見える化」（手数料率開示、適正事業者認定制度の利用促進）（継続）。



(2) 労働参加の確保

- 働き方改革関連法施行後5年の総点検調査の結果を公表（26年1月目途）。
- 柔軟な労働時間制度を含む現行制度の周知、中小企業の36協定締結及びその活用に向けた支援の検討（～26年夏）。
- 良好な労働環境の整備、働く者の意欲・能力の発揮の観点から、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、労働時間法制に係る政策対応の在り方等について、多角的に検討（26年夏に進捗を整理）。
- 女性活躍を加速化する企業向けアウトリーチ・伴走型支援の在り方の検討（26年度～）。女性の健康課題に取り組む企業を評価する仕組み、女性の就業環境の改善に資するハラスメント対策の在り方の検討（～26年夏）。第3号被保険者の実情に関する調査研究・在り方の検討（継続）。
- 70歳までの就業確保や処遇改善に向けた「65歳超雇用推進助成金」の拡充（26年度～）。年齢にかかわらず健康状態に合わせ活躍できる機会を創出するシルバー人材センター等の取組の推進（継続）。



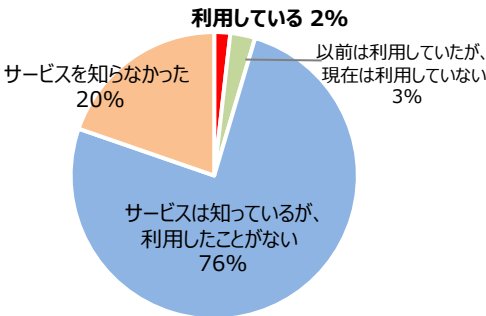
6. 家事等の負担軽減

現状と課題

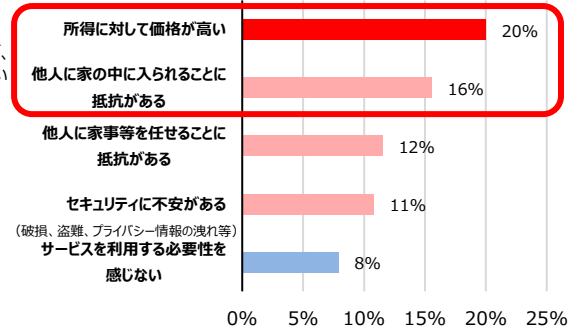
- 家事支援サービス・ベビーシッターは認知されているが、利用は限定的。その理由は、価格の高さや心理的抵抗感。
- それらの普及広報に加え、品質向上・信頼性確保、経済的支援の在り方について検討する必要。

家事支援サービスの状況

サービス利用経験



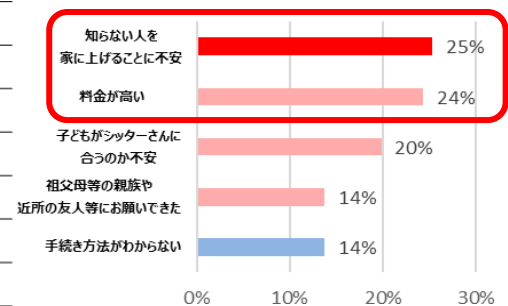
利用しない理由（上位5項目）



ベビーシッターの利用状況

世代	性別	(%) 利用したことがある・している	利用してみたいと思う
20代	男	7.6	28.7
	女	5.4	32.1
30代	男	6.5	24.1
	女	4.4	27.7
40代	男	3.6	19.2
	女	2.5	15.5
50代	男	2.1	13.3
	女	2.0	12.8

利用しない理由（上位5項目）



(出所) 経済産業省委託調査・帝国データバンク「令和4年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（各種サービス業に係る業界動向及び家事支援サービス業の実態把握・活用推進に係る調査）」（サンプル数は2,208人）、「男女共同参画白書 令和5年版」（サンプル数は女性10,081人、男性9,919人）、聖マリアンナ医科大学男女共同参画キャリア支援センター 保育・介護支援部会「ベビーシッター補助制度に関する調査結果について」（サンプル数は330人）

年内の主要な取組

(1) 普及・広報

- ・ 広報のためのポータルサイト運営
- ・ こども家庭庁が運営するサイトを通じたガイドライン適合マッチング事業者の情報提供

(2) 品質向上・信頼性確保

- ・ 「家政士団体検定」の認定
- ・ ベビーシッターへの研修

(3) 経済的支援

- ・ 家事支援サービスの利用料一部補助実証
- ・ ベビーシッターの利用料一部補助、利用促進に向けた税制措置を含む支援策の検討

新たな総合経済対策（2025年11月21日閣議決定）

4省庁（内閣官房、こ家庁、厚労省、経産省）の連携体制で、2026年夏を目途に、サービスの普及広報や実態・ニーズの調査、サービスの品質・信頼性の更なる向上、人材の育成・確保に向けたリ・スキリング、関連する公的資格の在り方、利用拡大に向けた税制措置を含む支援策等を総合的に検討。

6. 家事等の負担軽減

年明け以降の主要な取組

家事支援サービス



ベビーシッター



普及・
広報・
調査

- 消費者及び事業者を対象とした、実態・ニーズ調査（～26年3月、経産）
- 広報の強化、家政婦（夫）紹介所のプラットフォームのモデル構築及びマッチング・利用の促進（26年度～、経産・厚労）

- 保護者及び自治体、事業者を対象とした、実態・ニーズ調査（～26年度、こ家）
- プラットフォームの構築による安全で質の高いベビーシッター（基準適合事業者）の情報提供（26年度～、こ家）

人材育成・
確保

- スキル向上・担い手確保に向けた、講習プログラムの開発等の検討（26年度～、経産・厚労）
- 多様な人材の確保に向けた検討（～26年度、厚労・経産）

- 自治体・民間事業者による研修実施（継続、こ家）
- 多様な人材の確保に向けた検討（～26年度、こ家）

品質向上・
信頼性確保

- 家政士団体検定を含む制度の周知徹底（26年度～、厚労）
- 関係業界と連携した、国家資格化の検討（～27年度、厚労・経産）

- 居宅における保育の実施方法に関する、ベビーシッターのためのガイドライン策定（25年度内、こ家）

経済的支援

- 新設を目指す国家資格保有者など質の高いサービスの利用に対する税制措置を含む支援策の検討（～26年夏、厚労・経産）

- 保育士、看護師等による安心して質の高いサービスの利用に対する税制措置を含む支援策の検討（継続、こ家）

（家事支援サービスの国家資格化・経済的支援の進め方イメージ）

年明け

26年夏

27年4月

27年夏

業界団体との調整、
職務分析表・検定試験の作成等

試行試験、審議会等の手続き

家事支援サービス国家資格化

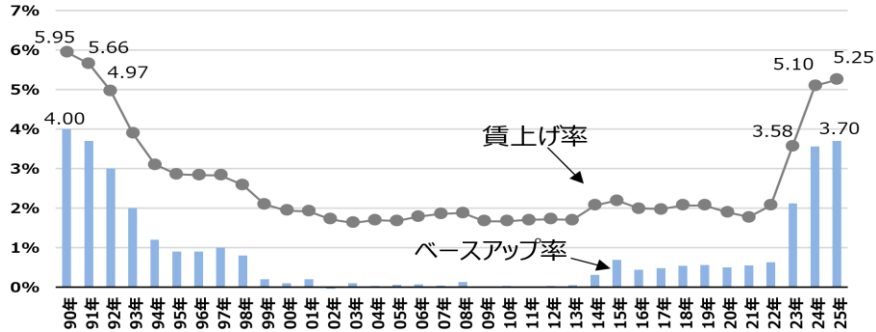
支援策の実現の下での利用を目指す

7. 賃上げ環境整備

現状と課題

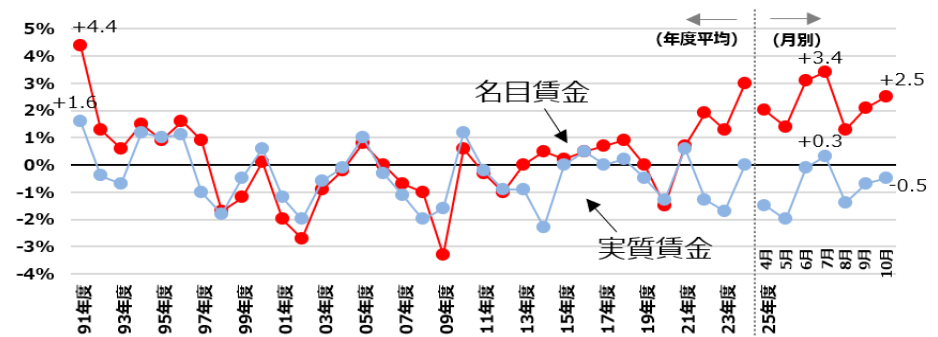
- 賃上げ率は2年連続で5%台と、約30年ぶりの高水準。
- 名目賃金は、2021年度以降増加している一方で、実質賃金は、プラスが定着するには至っていない。

春季労使交渉における賃上げ率（連合調査）



(出所) 連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベースアップ率は、連合による調査結果が得られないため、厚生労働省「賃金事情等総合調査」による。

一人当たり名目賃金・実質賃金（対前年度・前年同月比）



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に作成。事業所規模5人以上・就業形態計の数値。実質賃金は、消費者物価指数（総合）により実質化したもの。

年内の主要な取組

(1) 2026年春季労使交渉に向けた政労使の意見交換（11月）

(2) 価格転嫁の円滑化のための調査及びそれらの結果を踏まえた対応（11・12月）

- ・ 「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（公取）及び「価格交渉促進月間フォローアップ調査」（中企庁）の結果を公表。
- ・ 状況が芳しくない発注者への注意喚起を実施。年明け以降、価格転嫁の妨げが疑われる事案への追加立入調査、事業所管大臣名での指導・助言を実施予定。

(3) 改正下請法（取適法）に対応する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正（12月）

(4) 官公需における価格転嫁の徹底（12月）

府省庁間で、低入札価格調査基準の見直し等を申合せ。地方公共団体に対し周知。

(5) 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備（12月）

- ・ 生産性向上・省力化等に係る投資支援や伴走支援体制の強化など、政府全体で1兆円規模の支援。
- ・ 重点支援地方交付金を2兆円追加。地方公共団体による、最低賃金への対応を含め、賃上げを行う中小企業等に対する地域の実情に合った支援を後押し。
- ・ 「省力化投資促進プラン」への警備業の追加。全国的な支援体制の整備（26年度～）。

(6) 「医療・介護等支援パッケージ」の緊急措置（12月）

令和8年度報酬改定を待たず、医療・介護・障害福祉分野で働く方々への賃上げ支援等（1兆3,832億円（25年度補正））。

7. 賃上げ環境整備

年明け以降の主要な取組

(1) 地方版政労使会議 (1・2月を中心に開催)

- ・ 全都道府県で、地方版政労使会議を開催。
- ・ 賃上げ環境整備のための支援策、改正した労務費転嫁指針等を周知。

地方版政労使会議の様相



(2) 中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の厳正な執行 (26年1月～)

(3) 官公需における価格転嫁の更なる徹底 (継続)

- ・ ビルメンテナンス業、庁舎清掃業、警備業の低入札価格調査基準の見直し (25年度中)。
- ・ 自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、先行事例の横展開を通じ、工事以外の請負契約へ適用を拡大 (26年度～)。

<地方公共団体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況 (2024年9月末) >

	導入状況		工事を除いた導入状況	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
① 低入札価格調査制度のみ	1団体 (2.1%)	88団体 (5.1%)	1団体 (2.1%)	9団体 (0.5%)
② 最低制限価格制度のみ	0団体 (0.0%)	799団体 (45.9%)	0団体 (0.0%)	191団体 (11.0%)
③ ①と②の併用	46団体 (97.9%)	756団体 (43.4%)	39団体 (83.0%)	274団体 (15.7%)
④ 未導入	0団体 (0.0%)	98団体 (5.6%)	7団体 (14.9%)	1,267団体 (72.8%)

(4) 中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化 (26年5月頃)

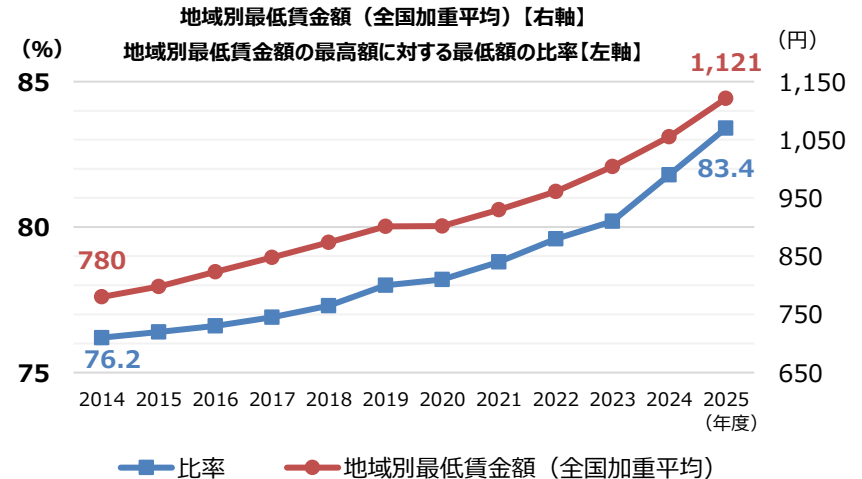
労働供給制約の下、物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、官公需を含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長支援・生産性向上、事業承継・M & Aによる事業再編、伴走支援体制の強化・金融支援を含む、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 (仮称) 」を検討・取りまとめ。

(5) 同一労働同一賃金ガイドラインの改正 (26年度中)

新たに、家族手当、住宅手当等の不合理な待遇差に関する考え方を明確化。

(6) 実質賃金／最低賃金の引上げへの対応 (~26年夏)

- ・ 実質賃金や最低賃金に関するこれまでの政府決定への対応について、今後の経済動向等を踏まえ、具体的に検討。
- ・ 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る対応についても、併せて検討。

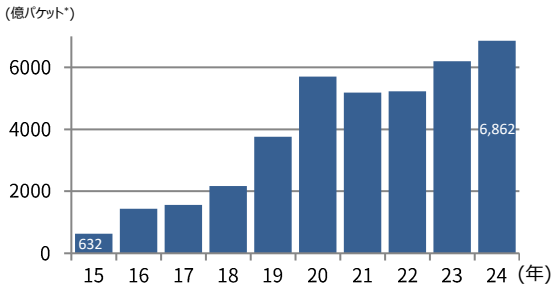


8. サイバーセキュリティ

現状と課題

- サイバー攻撃関連通信数が増加するとともに、サイバー攻撃が巧妙化・深刻化。
- サイバー対処能力強化法・同整備法の成立を受け、官民を挙げて、サイバーセキュリティ対策を強化する必要。

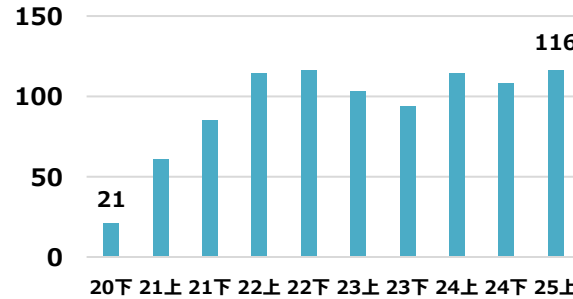
NICTが観測したサイバー攻撃関連通信数 (※)



(出所) 国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2024 (2025年2月13日)」を基に作成。

※NICTの観測用IPアドレス約29万に届いたバケットの数。

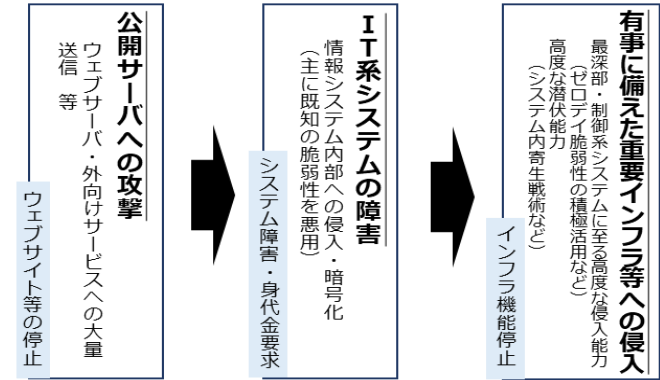
企業・団体等におけるランサムウェア (※) 被害の報告件数



(出所) 警察庁「令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (2025年9月18日)」を基に作成。

※データを暗号化して身代金を要求するマルウェア。

サイバー攻撃の巧妙化・深刻化



年内の主要な取組

(1) 経済対策における対応

新たなサイバーセキュリティ戦略の策定に先立ち、政府機関等における対策の強化、脅威に対応する体制整備に向けた取組を加速。

- 官民の対策・連携の強化、サイバーセキュリティを支える人的・技術的基盤の整備 (内閣官房425億円)
- アクセス・無害化措置を実施するための装備資機材の整備 (警察庁39億円)
- サイバー攻撃に関する情報 (脅威情報) の高度分析及び高度な人材育成のための基盤の整備 (総務省43億円)
- 中小企業等のセキュリティ対策促進、高度専門人材育成、脆弱性対応の迅速化、耐量子計算機暗号への円滑な移行に向けた環境整備 (経産省57億円)

(2) 新たなサイバーセキュリティ戦略の策定

サイバーセキュリティ戦略本部 (本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚) の下、今後5年の期間を念頭に、

- ① 深刻化するサイバー脅威に対する防御・抑止
- ② 幅広い主体による社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの向上
- ③ 我が国のサイバー対応能力を支える人材・技術に係るエコシステム形成

の3つを柱とする新たなサイバーセキュリティ戦略を策定 (12月23日閣議決定)。

8. サイバーセキュリティ

年明け以降の主要な取組

(1) サイバー脅威に対する防御・抑止

- ① 国家サイバー統括室が中心となり、以下の取組について検討（26年夏に進捗を整理）。
 - ・ インシデント対処の高度化
 - ・ 通信情報等の情報の集約・分析・活用
 - ・ アクセス・無害化措置等の多様な手段による能動的な防御・抑止
 - ・ それらに必要な体制・基盤・人材の整備
- ② 官民間の双方向・能動的な情報共有・対策サイクルのため、官民間の情報共有基盤を整備し、法(※)に基づく官民協議会等を活用して、国から脅威情報等を提供（26年秋～）。
※サイバー対処能力強化法



(2) 社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの向上

- ① 重要インフラ統一基準の新たな策定に向けた検討（26年度中）。
- ② サプライチェーンにおけるリスクに応じ企業が取るべき対策水準を可視化・確認する仕組みの整備・普及に向けた検討（26年度中）。

(3) 人材・技術に係るエコシステム形成

- ① 多様な職務ごとに、必要な知識・スキル等を体系的に整理した人材フレームワークの策定等に向けた検討（26年度からの活用を見据え、速やかに策定）。
- ② AIの安全性確保、AIを活用したサイバーセキュリティ確保、AIを悪用した攻撃への総合的な取組について検討（研究開発、ルール形成、社会実装、人材育成等に向けた検討、26年度に開始し、AI技術の進展に合わせ対応）。
- ③ 原則として2035年までに、政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）への円滑な移行を検討（26年度中に工程表を策定）。

